

総括意見

大阪市北区地域福祉推進会議議長

大阪教育大学教育学部 特任教授 新崎国広

1. はじめにー 令和 2(2020)年度を省察するー

令和 2(2020)年度の一年間をふりかえてみると、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が甚大で、学校の一斉休校や、イベントの中止、外出や地域福祉活動の自粛等々、国民の日常生活に深刻な影響を与えました。また、国内での消費の落ち込みや生活困窮に陥る人々の増加等、経済にも深刻な影響がでており、今でも社会生活全体に大きな影を落としています。このような先が見えない状況は、住民の不安感を増大させ、経済的・精神的な落ち込みにより社会的孤立に陥る人々が増加することも危惧され非常に厳しい状況であるといえます。

このような厳しい状況における新しい地域福祉活動は、「温故知新」がキーワードになると考えます。「温故知新」とは、今までの地域福祉活動実践から我々が学んできたこと、大切にしていたことを再確認し、公助・共助・近助・自助の協働により時代に即応した新しい地域福祉活動実践を「今できること、今しかできないこと」を探求し、試行錯誤と創意工夫を繰り返しながら共に創りあげていく努力が大切です。

実際に、区役所と社会福祉協議会(以下、社協)が民生委員児童委員・地域ボランティア活動者等のご協力をいただいて、令和2(2020)年12月から令和3(2021)年1月に実施した「コロナ情勢下における地域活動者」アンケートでは、「完全に停止した36%、減少した62%、計98%」とほぼ全員がコロナ禍の影響を受けたと回答しており、「課題の深刻化、人と会う機会が減る、地域活動の再開の見通しが立たない」といった地域福祉活動への深刻な状況が報告されています。しかし、このような厳しい状況下でも、「すでに始めている12%、検討している37%、計45%」と新たな取り組みを模索しておられる回答が約半数もあり、地域福祉活動に参画されている住民の皆さまが、コロナ禍で自粛中にもかかわらず、様々な工夫を重ねて地域福祉活動を継続している状況が明らかになりました。地域住民の皆さまの地域を愛する想いに心から感謝と敬意を表したいと思います。本当にありがとうございます。そして、地域福祉活動が制限を受けている状況下で、アンケートを実施するプロセスを通して、今まで真摯に取り組んでこられた地域福祉活動実践の意義を、行政や社協と地域福祉活動実践者の皆さんで共有することができたことも大きな成果であるといえます。

また、地域支援連絡会議の平尾座長も、今般のコロナ禍で「行動や活動が制限されて、当初の計画で掲げた取り組み目標を達成することが困難な項目も多数あった点があるなかで、“今すべきこと”や“今できること”について感染対策を徹底するなど、さまざまな角度から検討し、慎重に取り組んだ成果として、①講座や研修を実施し、受講者のスキルアップだけでなく、情報交換や情報共有の機会を提供できた点、②専門職のアウトリーチの実施といった点を、指摘されています。

このようにコロナ禍の今だからこそ、第2期大阪市北区地域福祉計画(以下、本計画)を、地域福祉課題の解決をめざした公民協働の学び合いと合意形成のプロセスの構築を具現化するための指標として位置づけ、ウィズコロナ社会における持続可能な地域福祉実践のために、継続改善していく必要性を強く感じました。

2. 最近の地域福祉施策の動きと第2期大阪市北区地域福祉計画

本計画は、基本理念として「人と人とのつながりと支え合いのまち北区」を掲げ、基本目標として、「地域でつながり支え合う活動の支援」「“きめ細かい”相談・支援の充実」「ふくしのまなび」を基本目標（取り組みの柱）に掲げ、各基本目標ごとに北区の地域特性を活かしたより具体的な事業や活動を示しています。

本計画を策定した令和2(2020)年前後をふりかえると、平成27(2015)年9月「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」により「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築が打ち出されました。翌年の平成28(2016)年9月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定し、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現するため、支え側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域コミュニティの構築」を目指すことと同時に、今まで行政や社会福祉施設・機関等専門機関が、障がい者・高齢者・児童等・公的扶助等の縦割り・対象別で対応してきたものを改め、多職種連携によるワンストップ型・連携強化型サービスへの転換を提言しました。

これに伴い、平成29(2017)年と令和2(2020)年といった短期間に社会福祉法の改正が2回行われました。まず、2017(平成29)の社会福祉法の改正では、第6条の2項に「地方公共団体の責務として包括的な支援体制づくりに努めること」が明記され地域福祉の推進における行政の努力義務が明文化されました。令和2(2020)年6月の改正では、第106条の3に、「重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じて、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」とより具体的な方策が打ち出されました。この重層的支援体制整備事業の3つの柱として①相談支援（本人・世帯の属性に関わらない相談支援）、②参加支援（社会とのつながりを回復する支援）、③地域づくりに向けた支援（地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援）を掲げてます。この三本柱は、まさに本計画の基本目標に合致しており、本計画の基本目標を具現化していくことが、今後の北区における地域福祉の推進に重要であるといえます。

3. 北区地域福祉計画への総括意見

本計画が、「絵に描いた餅」にならないために、このような今般の地域福祉施策の流れを考慮し、またコロナ禍で地域福祉実践が厳しい状況にあることを十分考慮したうえで、前述のアンケートで示された課題やニーズを真摯に受け止めて、今後4年間に具現化していくべき7つの提案を総括意見として述べさせていただきます。

1. 本計画の基本理念である「人と人とのつながりと支え合いのまち北区」や基本目標の実現に向け、福祉、保健・医療、労働、教育、住宅等の様々な分野が横断的・総合的に連携できる重層的支援体制整備が必要不可欠です。このためには令和3年4月から施行される重層的支援体制整備事業を行政が主体となり官民協働で具現化していくことを検討し実行してください。

この重層的支援体制整備事業を具現化するためには、まず行政内での庁内連携を推進するための連携・協働システムを構築することが必要不可欠です。この具体案として、従来の福祉関係部門だけでなく庁内の各部門と社協の実務者による現場レベルでの連携協働を推進し重層的支援体制を構築するための定期的な連絡会議の創設を提案し、必要に応じて各関係機関と連携強化をする必要性があると考えます。

2. 現在、社協に配置されているコミュニティソーシャルワーカー（以下、CSW）は、従来の高齢者・障がい者・福祉課題の領域に捉われず、地域住民と協働しながら課題を抱えた個人や地域を支援しており、本計画でも地域福祉を推進するための重要な役割を担っています。また、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）も、学校と家庭・専門職をつなぐ非常に重要な役割を担っています。しかし、現在はCSWもSSWも嘱託職員として経済的にも職制としても不安定な位置づけであり、継続して個々の専門性を活かした相談支援活動を行うことが困難な状況にあるといえます。このため、CSW・SSWが、より継続して活動できる環境を検討してください。
3. 北区にも「生活支援体制整備事業」の一環として、生活支援コーディネーターが配置されています。生活支援コーディネーターは、地域資源の把握・ネットワーク化やボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源・サービス開発を行う専門職と規定されており、地域福祉推進の重要な役割を担っています。しかし、現在、大阪市の方針では、介護保険制度内での高齢者支援に限定されており、高齢者福祉での活動に限定されています。北区では、本計画の基本目標に掲げる「地域でのつながり支え合う活動の支援」や「きめ細かい相談支援の充実」を具現化するために、将来的に生活支援コーディネーターも、CSW同様、従来の高齢者・障がい者・福祉課題の領域に捉われない、重層的な相談支援・地域づくりができる専門職として位置づけることを検討してください。
4. 全国のような地域で未曾有の自然災害が発生している中、本計画の基本目標でも「災害時も支え合えるつながりづくり」を掲げています。北区が独自に作成した「大阪北区 ジシン本」を活用し自助を高めるとともに、日ごろから見守り活動や防災教育を推進し、災害時の避難にもつなげられる支援が行えるように、福祉関連部門及び防災担当部門等、庁内と社協をはじめとした各関係機関との連携を強化し、要援護者名簿をより効果的に活用して、災害に備えた体制構築を進めてください。
5. 基本目標の「ふくしのまなび」に示されているとおり、少子高齢化に伴い、福祉活動の担い手の不足、高齢化はどの地域においても深刻な課題となっており、人財の育成は急務です。福祉教育、ボランティア育成、地域における世代間交流の場や地域福祉活動等の周知・啓発を地域福祉推進の専門機関である社協をはじめとする各関係機関と協働して進めてください。
6. 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、従来の地域福祉活動が大きく制約を受けている中、ウィズコロナ対応としてオンライン化の推進等と福祉活動をはじめとする様々な情報に取り残される方がいないように、地域住民や社協をはじめとする各関係機関とともに新たな支援方法の在り方を検討し、進めてください。
7. 本計画の施策については、パートナーシップ協定に基づき行政と社協がお互いに「助け上手、助けられ上手」になり役割分担を明確にし、計画の推進については、地域住民、各関係機関と連携強化を進め、PDCAサイクルの活用により、本計画が着実に推進できるよう進捗管理に努めてください。